

(整理番号 713)

大阪地方最低賃金審議会

令和7年度第1回大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年8月20日 (水)
午後4時52分から同6時37分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に村上委員、部会長代理に北川委員が選出された。
- (2) 今年度の大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会は運営規程に基づき、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については専門部会終了後公開とすると確認された。
- (3) 事務局から専門部会における審議の進め方について説明が行われた。
- (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (5) 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - 労働者代表委員からは、未組織労働者と組織労働者の賃金格差を早急に改善する必要がある。
他産業に比べて厳しい就労環境に見合った、賃金をはじめとした労

働条件を示すことが人材確保と産業・企業・地域の発展につながる。

JAM加盟組合の企業決算状況から、内部留保及び現金・預金が増加し、自己資本比率も高い状況にある。賃金支払い能力は十分ある。

等の理由から改正決定の必要性有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、中国経済の減速、米国の関税政策、中東をはじめとした地政学リスクなどの世界経済の不確実性が増している。

大阪府の鉄鋼業のサプライチェーンにおける2次加工、3次加工を主体とした中小企業・小規模事業者における賃上げの原資を確保するための調達・加工コストの価格転嫁及び労務費の価格転嫁が不十分。

今年度地域別最低賃金が過去最大幅の引上げとなり支払能力がより厳しさを増している。

等の理由から、改正決定の必要性無しとの主張があった。

- (6) 次回、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。